

村上市

ネーミングライツ

導入ガイドライン

Ver1.2

令和6年10月 策定（令和6年12月改訂版）

- 特定施設募集型

- 提案募集型



新潟県 村上市

- 目 次 -

I 総則

1 趣旨・目的	1
2 ネーミングライツパートナーのメリット	1
3 基本原則	2
4 用語の意義	2

II ネーミングライツ事業

1 ネーミングライツ事業の種類	3
2 対象施設	3
3 応募資格	4
4 愛称の命名条件	4
5 契約期間	5
6 ネーミングライツ料	5
7 ネーミングライツ事業導入の流れ	6
8 特定施設募集型ネーミングライツ事業の募集	7
9 提案募集型ネーミングライツ事業の募集	7
10 優先交渉者の選定	8
11 協議及び協定締結	8
12 費用負担	8
13 愛称の使用	9
14 ネーミングライツ料の支払い	9
15 契約の解除	9
16 留意事項	9
17 村上市議会への報告	10

III ネーミングライツパートナー審査会

1 ネーミングライツパートナー審査会	11
--------------------	----

IV ネーミングライツパートナー審査基準

1 優先交渉者選定の流れ	12
2 審査項目・審査ポイント・配点	12
3 審査基準	13

V ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店登録制度

1 紹介協力広告代理店登録制度	14
2 協力代理店としての登録	15
3 協力代理店の業務	15
4 紹介料（報償）の支払い	16
5 提案募集型ネーミングライツ事業における紹介	16

付記：様式のひな型（添付略）

ネーミングライツパートナー募集要項（様式第1号）/ネーミングライツパートナー申請書（様式第2号）/ネーミングライツ募集要項等に関する質問書（様式第3号）/協力代理店登録申請書（様式第4号）/見込顧客紹介状（様式第5号）

I 総則

1 趣旨・目的

(1) 趣旨

このガイドラインは、市が保有する施設に対するネーミングライツ事業の導入を推進するため、必要な事項を定めるものです。

(2) ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツ事業は、市が保有する施設に対して事業者等へ愛称の命名権を付与することにより、当該施設の魅力及びサービスの更なる向上並びに地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな自主財源の確保を目的として進めます。



2 ネーミングライツパートナーのメリット

- 事業者等が市有施設に企業名や商品名等の愛称を表示することができます。
- 市は、広報誌、ホームページ、パンフレット、SNSなどで当該施設名を愛称で表示します。
- 企業の広告宣伝効果及び地域貢献的、社会貢献的な企業イメージの向上が考えられます。
- その他希望する事項があれば、市は協議に応じます。

3 基本原則

公共性・公平性

- ・ ネーミングライツ事業は、施設における本来の目的に支障を生じさせない方法により実施します。
- ・ 公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないよう実施します。

ネーミングライツ料

- ・ ネーミングライツ事業により市が得た対価は、当該施設の事業、運営及び維持管理に要する費用の一部に充てます。

愛称の使用

- ・ ネーミングライツ事業の契約期間中は、市はその愛称を積極的に使用します。ただし、条例に規定されている当該市有施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとしします。

禁止事項

- ・ ネーミングライツ事業は、施設に対する所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡又は貸与することはできません。

4 用語の意義

このガイドラインにおける用語の意義は、次のとおりとします。

・ 市有施設	市が保有する公共用財産をいう。
・ 事業者等	法人その他の団体若しくは事業を営む個人又は複数の団体等により構成された組織をいう。
・ ネーミングライツ	市有施設に愛称を命名する権利をいう。
・ ネーミングライツ事業	市が事業者等にネーミングライツを付与し、当該事業者等からその対価を得て施設の管理運営に役立てることをいう。
・ ネーミングライツパートナー	協定により施設のネーミングライツを付与された事業者等をいう。
・ 優先交渉者	ネーミングライツパートナーとしての適格があり、市が協定に係る交渉を行う者をいう。
・ 次点者	優先交渉者が辞退その他の理由で優先交渉者の決定を取り消したときに、次に協定等の交渉を行う者をいう。

Ⅱ ネーミングライツ事業

1 ネーミングライツ事業の類型

ネーミングライツ事業		
	特定施設募集型	提案募集型
概 要	市が選定した特定施設に対して、ネーミングライツパートナーを公募して行うネーミングライツ事業	不特定の市有施設に対して、事業者等からの提案によりネーミングライツパートナーを決定するネーミングライツ事業
募集方法	公募	事業者等からの提案
募集期間	30日以上	通年。随時、提案を受け付けます。
募集対象	市内、市外を問わず、広く事業者等を募集	

2 対象施設

- 「特定施設募集型」の対象施設は、次の要件を全て満たす市有施設のうち、施設の設置目的、規模、利用者数等を勘案して選定します（開設前の施設を含む。）
 - ① 不特定多数の者が利用し、広告効果が見込まれる施設
 - ② 当該施設の設置目的から、利用者の増加又は施設の有効活用が期待できる施設
- 「提案募集型」の対象施設は、「特定施設募集型」により公募する施設を除く市有施設とします。ただし、施設の性質上、次の施設を除きます。
 - ① 特定施設募集型ネーミングライツ事業を導入し、又は導入を予定している施設
 - ② 施設名称の設定に経緯のある施設（例：公募により施設名を決定したもの）
 - ③ その他愛称を付することが適当でないと市長が認める施設

3 応募資格

- ネーミングライツ事業は、事業所の所在地が市内か市外かを問わず、募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者等が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する事業者等は、応募することができません。
 - ① 市から指名停止措置を受けている者
 - ② 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員が役員となっている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれらに類する者
 - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の申立てがなされた、若しくはその開始決定がなされている者
 - ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
 - ⑧ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市長が認める者

4 愛称の命名条件

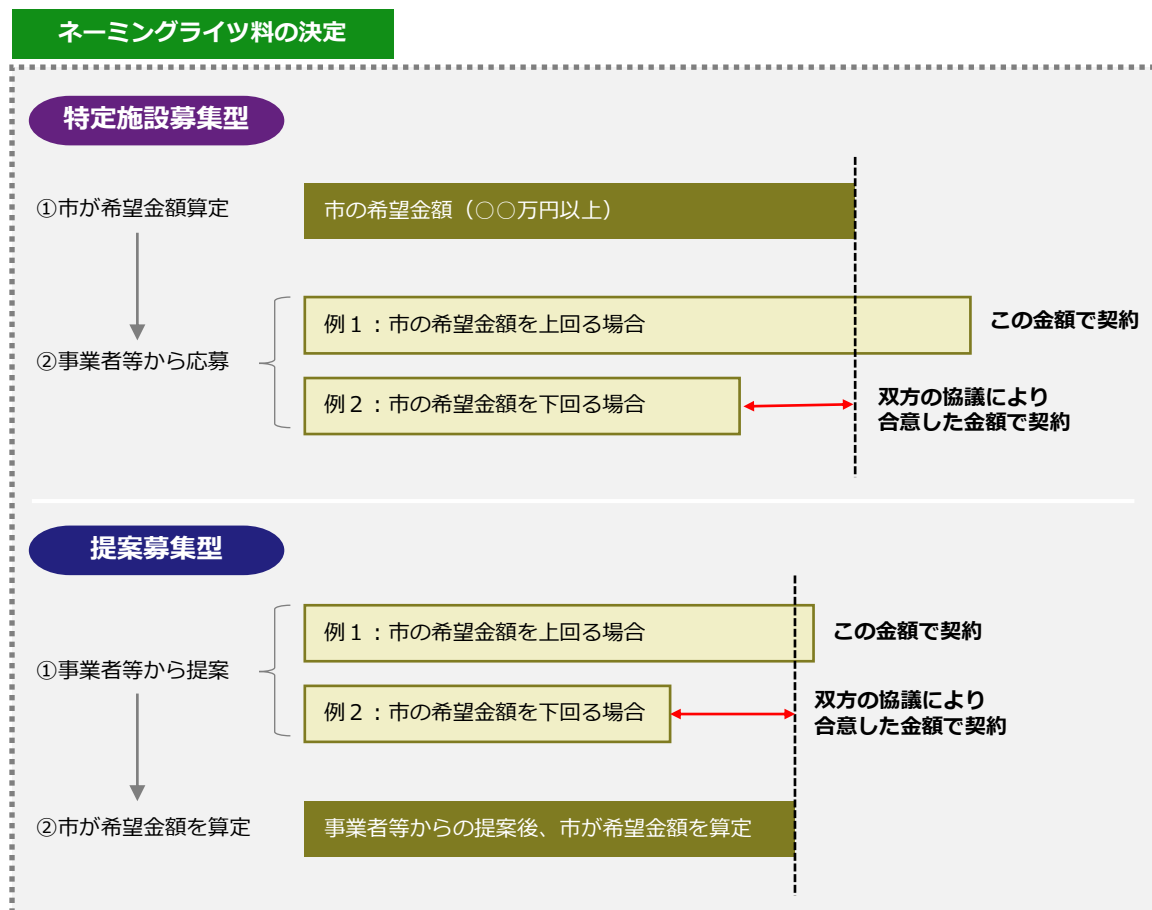
- ネーミングライツ事業において市有施設に付する愛称は、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。次のいずれかに該当するものは、愛称にふさわしくありませんので、付することができません。
 - ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ④ 社会問題等の主義、主張等に係るもの
 - ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ⑥ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
 - ⑦ その他施設に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

5 契約期間

- ネーミングライツ事業の標準的な契約期間は、5年とします。ただし、指定管理者制度導入施設は、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
- 事業者等は、標準契約期間の「5年」以外の希望する契約期間であっても応募することができます。「5年」以外の契約期間で応募した事業者等が優先交渉者に選定された場合は、市との協議により契約期間を定め、協定を締結することになります。

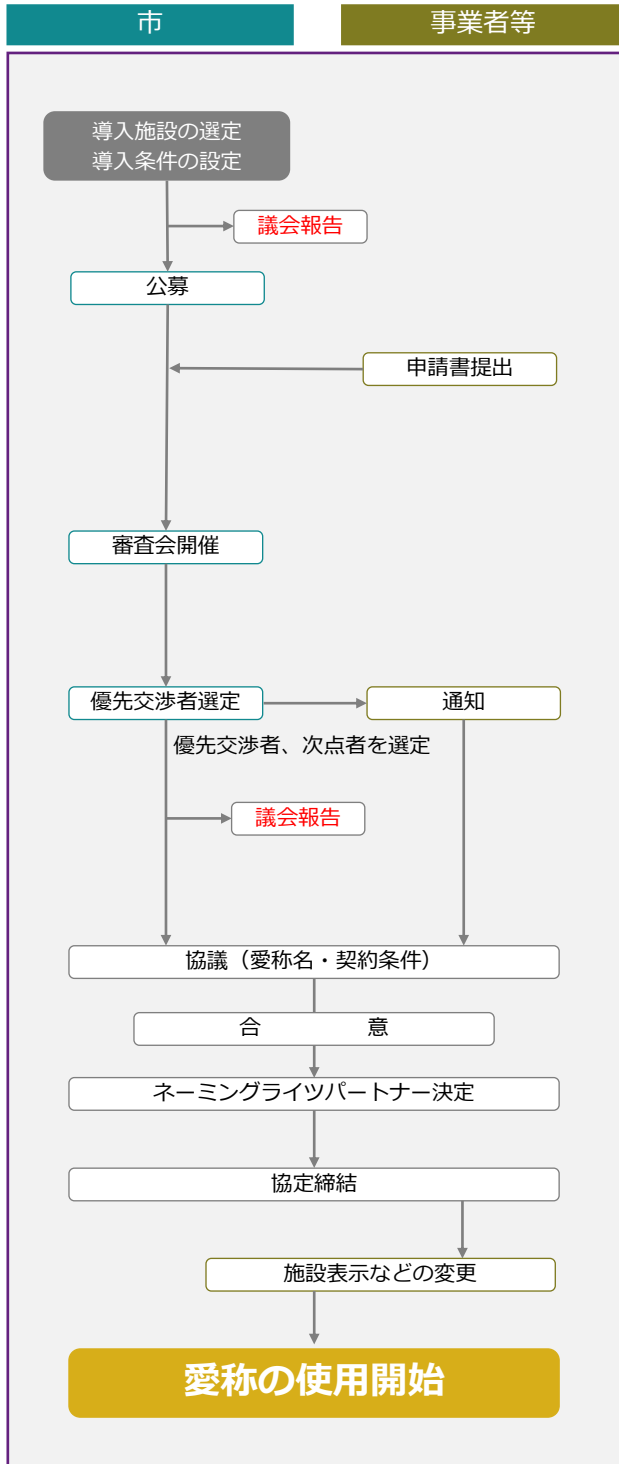
6 ネーミングライツ料

- ネーミングライツ料は、類似する施設の額、施設の利用者数、メディアへの露出状況等を総合的に勘案して金額を定めるものとします。
- 「特定施設募集型」は、公募の際に参考として市が希望金額（△△△万円以上）をお示しします。事業者等は、市の希望金額を参考にネーミングライツ料を見積もり、応募してください。優先交渉者に選定されたものが提示した金額が市の希望金額を上回る場合はその金額で、下回る場合は双方の協議で金額を定め、協定を締結することとなります。
- 「提案募集型」は、応募の際、事業者等の希望金額を示してください。仮に、その金額が市が算定して適当とする金額（市の希望金額）を下回る場合は、双方の協議により金額を定め、協定を締結することとなります。

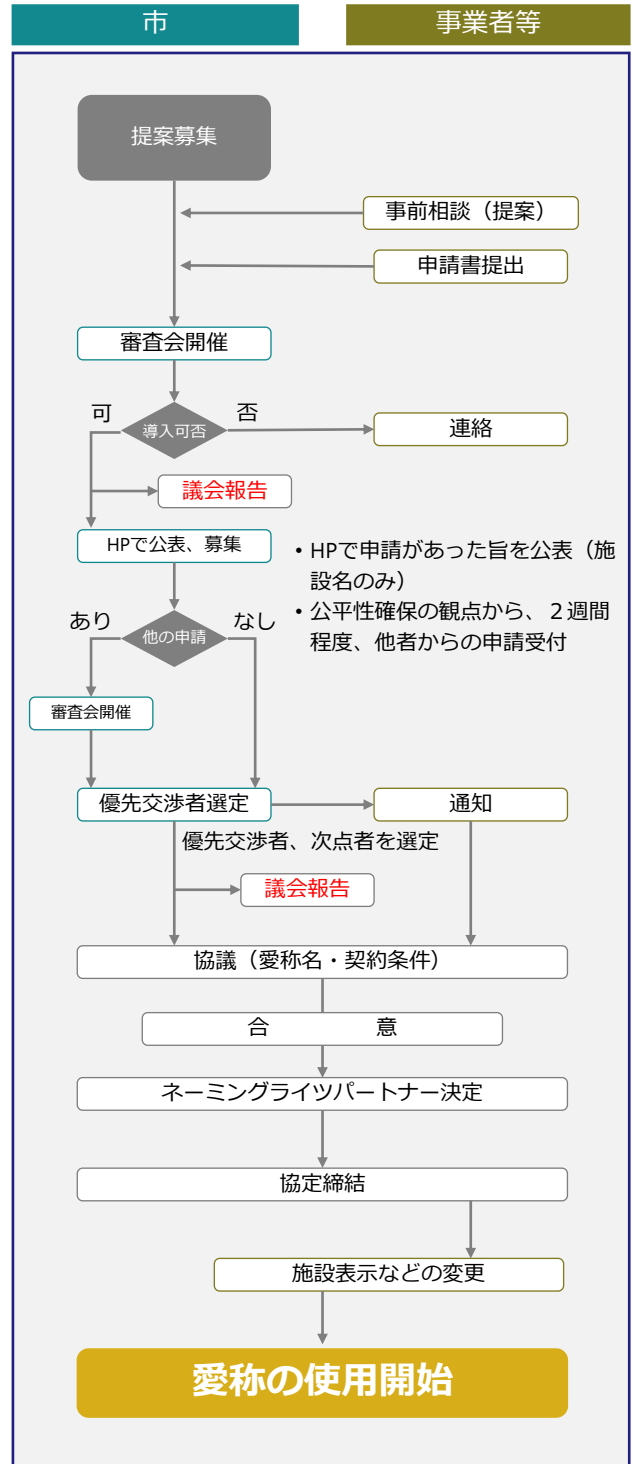


7 ネーミングライツ事業導入の流れ

特定施設募集型



提案募集型



8 特定施設募集型ネーミングライツ事業の募集

(1) 募集方法

- ネーミングライツパートナーの募集は、公募により行います。
- 公募に際し必要な事項は、本ガイドラインのほか、別途、募集要項で定めます。
- ネーミングライツパートナーの募集は、市のホームページや広報誌への掲載、報道機関への資料提供など多様な媒体を活用して広く周知します。

(2) 申請方法

ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者等は、「ネーミングライツパートナー申請書（様式第2号）」に、以下の書類を添付して、募集要項で定める期限までに市へ提出してください。

- 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）
- 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 決算報告書（直近3年分）
- 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 納税を証明する書類
 - 村上市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（村上市内に事業所等を有する場合に限る。）
 - 法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）

9 提案募集型ネーミングライツ事業の募集

(1) 募集方法

- 提案募集型ネーミングライツ事業は、特定施設募集型により公募する施設を除く市有施設を対象に、事業者等からの提案により、ネーミングライツパートナーを決定します。
- 募集期間は通年で、随時、事業者等からの提案を受け付けます。

(2) 事前相談

ネーミングライツの付与を希望する施設について、対象施設かどうかの確認や名称条件等に関する施設所管課との協議が必要となりますので、申請書類の提出前に以下担当へ必ず事前相談をしてください。

- 企画戦略課 行政改革推進室（0254-53-2111内線3820）又は施設所管課

(3) 申請方法

事前相談の内容を、事業者等と施設所管課で協議し、ネーミングライツ事業の導入可能性が高いと市が判断した施設については、特定施設募集型ネーミングライツ事業と同様の申請書類により受け付けます。

(4) HP公表、募集

事前相談があった事業者等からの申請書の提出があった後、市ホームページにおいて、申請があった旨を周知するとともに（応募施設名を除く応募内容及び事業者等の情報は公表しません。）、公平性確保の観点から、2週間程度他者からの申請を受け付ける期間を設けます。

10 優先交渉者の選定

- 優先交渉者は、別に定める審査基準（Ⅳ－３）に基づき、ネーミングライツパートナー審査会（以下「審査会」という。）（Ⅲ）において審議して選定します。
- ２者以上の応募があった場合は、優先交渉者のほかに次点者も選定します。
- 審査会における審議に必要な場合は、応募内容に対するヒアリングを実施することがあります。

11 協議及び協定締結

- 市は、審査会で優先交渉者に選定された事業者等とネーミングライツ事業の実施に関する詳細を協議し、協議が整い次第、速やかに協定を締結します。
- 優先交渉者と市との協議が滞り、事業の履行が確実でないと市が判断した場合は、優先交渉者の決定を取り消すことがあります。
- 指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市で協議することとなります。
- ネーミングライツの協定を締結した事業者等は、次回、更新時において、優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出をお願いすることがあります。

12 費用負担

- 愛称の命名に伴い発生する費用の負担は、次のとおりとします。

区 分	ネーミングライツ パートナー	市
敷地内外の看板表示の変更 ※１	○	
契約終了後の原状回復	○	
協定締結後に市が作成する印刷物及び市ホームページの表示変更		○

※１：

- 敷地内外の看板表示の変更は、ネーミングライツパートナーが発注して施工してください。
- 道路看板については、道路管理者が発注して施工してもらう必要があるため、市が道路管理者と協議します。市が道路管理者であれば、市が発注します。この場合の費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

13 愛称の使用

- ネーミングライツパートナーは、あらかじめ募集要項で示した位置に、愛称を掲出することができます。
- 募集要項で示した位置以外への愛称の掲出など、ネーミングライツパートナーが希望する事項がある場合は、市はその協議に応じます。
- 市は、その愛称を積極的に使用するものとし、協定締結後に市が作成する印刷物並びに協定による契約期間中の市ホームページの表示及び音声による呼称は、愛称を使用します。ただし、やむを得ない合理的な事情がある場合は、市は条例に記載されている名称を使用できるものとします。
- ネーミングライツ事業における契約の期間中は、愛称を変更することができません。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではありません。

14 ネーミングライツ料の支払い

- ネーミングライツ料は、市の請求により、当該年度の一年分を一括で支払っていただきます。
- 契約期間が市の会計年度（4月から3月まで）の途中から始まる場合又は途中で終わる場合の当該年度のネーミングライツ料の支払い額は、契約年額を月割計算した額とします。

15 契約の解除

- 協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事由に該当する場合、市は契約を解除することができるものとします。この場合、原状回復等に要する費用は、契約を解除された事業者等の負担とします。
 - ・ 応募資格を満たさなくなったとき。
 - ・ 信用失墜行為等により、施設のイメージを損なうおそれが生じたとき。
 - ・ 倒産又は解散したとき。

16 留意事項

- ネーミングライツ事業において、申請書の提出があった事業者名、申請内容及び審査結果の情報は、公表しません。ただし、優先交渉者との協議が整った後は、ネーミングライツパートナーの事業者名に加え、契約金額及び契約期間を公表します。
- 優先交渉者の選定に際し、必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。
- 事業者等から提出された書類は、審査会における審査及び優先交渉者の決定以外の目的で使用するものではありません。
- 提出された書類は、返却しません。また、情報公開請求があった場合は、村上市情報公開条例（平成20年村上市条例第20号）の規定に基づき、事業者等の事業活動に明らかに不利益を与えるものなどの非公開情報を除き、公開することがあります。

17 村上市議会への報告

(1) ネーミングライツ事業導入の際の議会報告

- ネーミングライツを導入する際は、次のとおり、事前に施設名、希望する価格及び契約期間等を全員協議会へ報告します。
 - 特定施設募集型：公募前
 - 提案募集型：審査会において導入可否判断後速やかに

(2) 優先交渉者が選定された後の議会報告

- ネーミングライツパートナー審査会において優先交渉者が選定された後、速やかに、事業者名、愛称名、ネーミングライツ料、契約期間等を全員協議会へ報告します。

Ⅲ ネーミングライツパートナー審査会

1 ネーミングライツパートナー審査会

(1) 設置

ネーミングライツパートナーの優先交渉者の選定に当たり必要な事項を審査するため「ネーミングライツパートナー審査会」を設置します。

(2) 所掌事務

- ネーミングライツ料に関すること。
- 優先交渉者の審査に関すること。
- その他ネーミングライツ事業を実施するために必要なこと。

(3) 組織

- 審査会は、次に掲げる者により構成します。
 - ・ 副市長及び教育長
 - ・ 政策監並びに総務課長、財政課長及び企画戦略課長
 - ・ ネーミングライツ事業を導入する施設を所管する課の課長
- 施設の性格により専門の事項を審査する必要があると認められるときは、審査会に専門委員2人以内を加えることができるものとします。
- 審査会の委員長は、副市長をもって充てます。
- 審査会の庶務は、企画戦略課で処理します。

(4) 会議

- 審査会の会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集し、委員長が議長となるものとします。
- 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとします。
- 会議は、非公開とします。

IV ネーミングライツパートナー審査基準

1 優先交渉者選定の流れ

(1) 応募資格等審査

- 申請者が募集要項の「応募資格」を有していること及び愛称案が募集要項の「愛称の命名条件」を満たしていることを確認するため、施設所管課が事前審査を行います。
- 施設所管課は、事前審査の結果を審査会に報告します。
- 審査会は、事前審査の結果を踏まえ、審査します。
- 審査会で、応募条件を満たしていないと判断された者は、選定対象外とします。

(2) 加点項目審査

- 審査会では、応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、それぞれの委員が「審査項目・審査ポイント・配点」の表の審査項目に基づいて得点化します。

▼応募者が複数の場合▼

最高得点を付けた委員数が最も多い応募者を優先交渉者として選定

最高得点を付けた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉者として選定

合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目の「ネーミングライツ料の得点」が最も高い応募者を優先交渉者として選定

▼応募者が1者の場合▼

委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を選定

2 審査項目・審査ポイント・配点

審査項目	審査ポイント	配点
1. 愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか。公序良俗に反しないか。※1	20
2. 経営安定性	健全な財務状況であり、契約期間中の支払い能力を十分に有しているか。	20
3. 法令遵守	法令遵守の取組状況	
4. 社会貢献等	本市に対する貢献の実績。社会貢献の実績。ネーミングライツの取組への熱意	20
5. ネーミングライツ料	応募金額の妥当性（先行事例や他自治体の類似する施設の金額、施設の利用者数、メディアへの露出状況等を総合的に勘案）。相対評価	30 ※2
6. 契約期間	契約期間の妥当性を相対評価	10
	合計点数	100

※1：当該項目について、委員の過半数が10点に満たない場合は、優先交渉者として選定しません。

※2：応募金額が市の希望金額を大幅に下回る場合は、優先交渉者として選定しない可能性があります。

3 審査基準

審査項目	評価方法																		
1. 愛称 (配点20点)	「審査項目・審査ポイント・配点」の表の審査ポイントについて、以下の「得点の判断基準表」により評価ランクを判断し、得点化します。 【得点の判断基準表】 <table><tr><th>判断基準</th><th>評価</th><th>得点</th></tr><tr><td>優れている</td><td>A</td><td>20</td></tr><tr><td>やや優れている</td><td>B</td><td>15</td></tr><tr><td>標準的である</td><td>C</td><td>10</td></tr><tr><td>やや劣っている</td><td>D</td><td>5</td></tr><tr><td>劣っている</td><td>E</td><td>0</td></tr></table>	判断基準	評価	得点	優れている	A	20	やや優れている	B	15	標準的である	C	10	やや劣っている	D	5	劣っている	E	0
判断基準		評価	得点																
優れている		A	20																
やや優れている		B	15																
標準的である	C	10																	
やや劣っている	D	5																	
劣っている	E	0																	
2. 経営安定性 3. 法令遵守 (配点20点)																			
4. 社会貢献等 (配点20点)																			
5. ネーミングライツ料 (配点30点)	① 応募金額（年額）が最高である応募者を1位として、満点の30点を付与します。 ② 1位以外の応募者の得点は、1位の金額（最高応募額）を用いて、下記により算出します。※小数点以下第1位を四捨五入 ③ 応募者が1者のみで、応募金額が市の希望金額を下回る場合は、金額（最高応募額）を市の希望金額に置き換えて得点を算出します。 【算出式】 30点×当該応募金額／最高応募金額（市の希望金額）＝得点 ・算出例1：応募者が複数のケース A者：応募金額500万円（最高金額）⇒得点30点 B者：応募金額300万円 30点×300万円／500万円＝18点⇒得点18点 ・算出例2：応募者1者、市の希望金額未満のケース 市の希望金額500万円、応募金額400万円 30点×400万円／500万円＝24点⇒得点24点																		
6. 契約期間 (配点10点)	① 契約期間が市の希望契約期間以上の応募の場合は、満点の10点を付与します。 ・算出例1：応募＝7年、市の希望＝5年 ⇒得点10点 ② 契約期間が市の希望契約期間に満たない応募者の得点は、下記により算出します。※小数点以下第1位を四捨五入 【算出式】 10点×応募契約期間／市の希望契約期間＝得点 ・算出例2：応募＝3年、市の希望＝5年 10点×3年／5年＝6点⇒得点6点																		

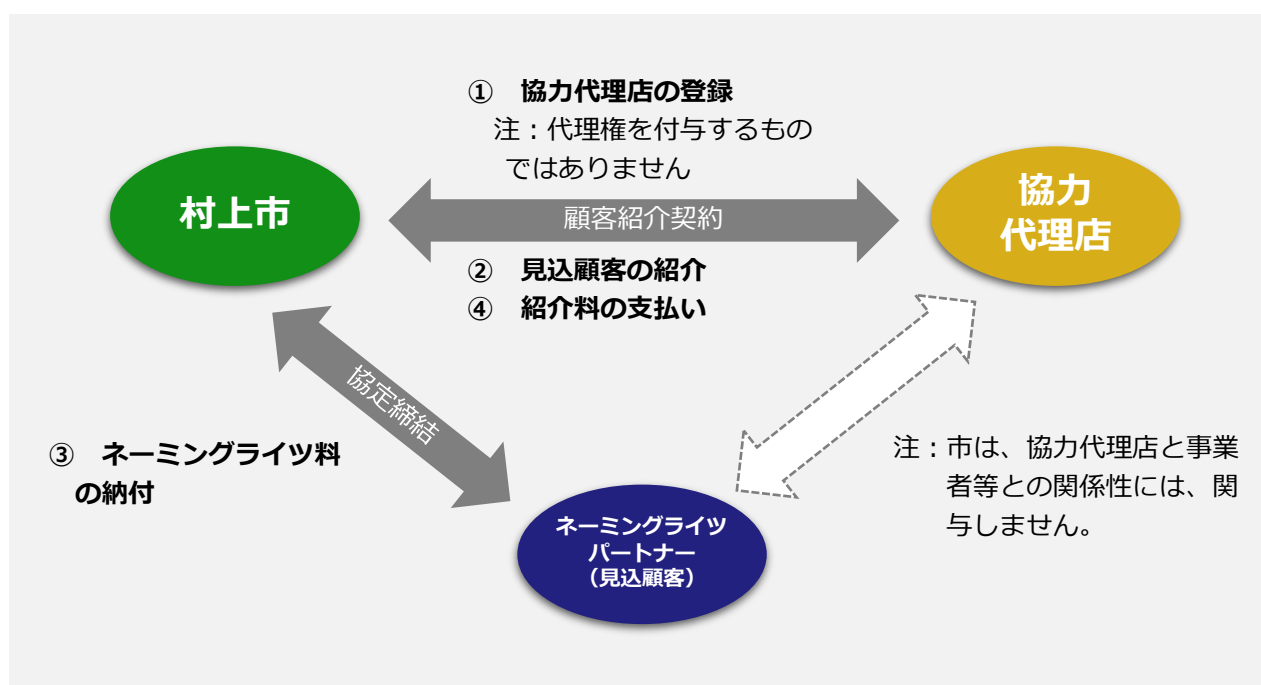
V ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店登録制度

1 紹介協力広告代理店登録制度

(1) 紹介協力代理店登録制度とは

ネーミングライツ事業において、広告代理店の持つノウハウやネットワークを活かしながら、事業を広く周知することで、事業者等からより多くの良質な提案を受けられるようにするため、市にネーミングライツパートナーとなる見込顧客を紹介していただける広告代理店（以下「協力代理店」という。）を募集するものです。

(2) 全体像



(3) 留意事項

- 市は、協力代理店と顧客紹介契約を締結しますが、協力代理店に対してネーミングライツ事業に関する市の何らの代理権を付与するものではありません。
- 市は、事業者等（見込顧客）と協力代理店との関係には関与しません。
- 協力代理店からの紹介か否かを問わず、応募手続は、本ガイドライン、募集要項等に記載されたとおりとなります。
- ネーミングライツパートナーの優先交渉者の選定に当たっては、協力代理店からの紹介の有無によって有利不利となる扱いは行いません。
- 協力代理店が市に見込顧客を紹介し、かつ、見込顧客と協定を締結して愛称の使用が開始された場合、市から協力代理店へ紹介料をお支払いします。なお、見込顧客と協定を締結できなかった場合、協力代理店が事業周知、営業活動等に要した経費を、市が負担することはありません。

2 協力代理店としての登録

(1) 登録

協力代理店として活動を行う場合は、あらかじめ市へ「ネーミングライツ事業協力代理店登録申請書」を提出し、協力代理店として登録を受ける必要があります。

本登録の有効期限は、登録日の属する年度末までとします。ただし、登録期間が満了する日の1月前までに市又は協力代理店から特段の申出がない場合は、登録期間が満了する日の翌日から起算して1年間、登録を自動更新するものとします。

〔「ネーミングライツ事業協力代理店登録申請書」の添付書類〕

- ・ 協力代理店の企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）
- ・ 協力代理店の商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(2) 登録代理店の公表

協力代理店の登録を受けた事業者名は、市ホームページで公表します。

3 協力代理店の業務

(1) 事業者等への周知、営業活動等

事業者等への事業周知、営業活動等は、協力代理店の責任において実施してください。

ネーミングライツパートナーの募集条件等は、本ガイドライン及び募集要項で必ず確認してください。また、ネーミングライツパートナーの募集に関して不明な点がある場合は、市にお問い合わせください。

(2) 見込顧客の紹介

協力代理店は、見込顧客と十分な調整を行い、見込顧客に応募の意思があると見込まれる場合は、「見込顧客紹介状」を市へ提出してください。

見込顧客紹介状は、見込顧客が申請書を市へ提出する日の前日までに、協力代理店が市へ持参、郵送又は電子メール送付により提出してください。

4 紹介料（報償）の支払い

(1) 紹介料の支払い

市は、協力代理店から紹介された事業者等とネーミングライツ協定を締結し、初年度分のネーミングライツ料の支払い完了後、協力代理店へ「成功報酬支払金額通知書」を送付します。

その後、協力代理店からの請求（任意書式）に基づき、請求を受けた日から30日以内に紹介料をお支払いします。

(2) 紹介料の額

紹介料の額は、次の算式により定めた額とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ネーミングライツ協定で定められた} \\ \text{ネーミングライツ料の年額（税込み）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 20\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{紹介料} \\ \text{（成功報酬）} \\ \hline \end{array}$$

協力代理店へ支払う紹介料は、ネーミングライツ協定の契約期間に関わらず、1回のみとします。また、契約期間満了後、契約が更新された場合に、再度、市が協力代理店へ紹介料を支払うことはありません。

5 提案募集型ネーミングライツ事業における紹介

公募によるネーミングライツ事業（特定施設募集型）のほか、提案募集型ネーミングライツ事業でネーミングライツを導入した施設においても、協力代理店への紹介料の支払い対象となります。

事業周知、営業活動等を行う中で、導入対象にすべきと案出した施設への提案についても協力代理店の御協力をお願いします。

村上市ネーミングライツ 導入ガイドライン

(令和6年10月 策定)
(令和6年12月 改訂) Ver1.2

発 行 新 潟 県 村 上 市
編 集 村 上 市 企 画 戦 略 課

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
電話 0254-53-2111 FAX 0254-53-3840
URL <https://www.city.murakami.lg.jp/>